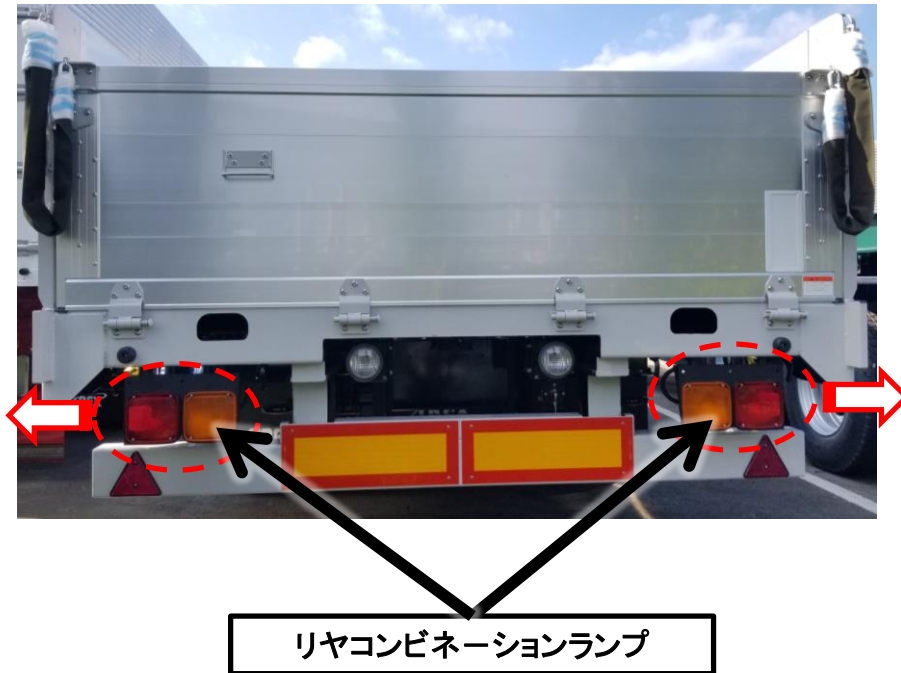


改善箇所説明図



は、移設部品を示す

セミトレーラのリヤコンビネーションランプにおいて、取付位置の設定が不適切なため、当該ランプの取付位置が保安基準第41条(方向指示器の基準)に適合しない。

【改善措置の内容】

全車両、リヤコンビネーションランプを適切な位置に移設する。

識別：改善実施済車には、車枠の車台番号付近にNo.4614のステッカーを貼付する。